

行政指導指針 個票

所管課 環境保全課

No. 7

行政指導の内容		規制基準に適合しないダイオキシン類を排出する特定施設に対する指導
根拠法令等及び条項		なし
関係条項		別紙のとおり
行政指導	趣旨	規制基準に適合しないダイオキシン類を排出する特定施設に対して、規制基準を遵守させるための指導を行う。
	内容（指針）	<p>1 この行政指導指針における用語の意義は、次のとおりです、</p> <p>(1) ダイオキシン類 ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号、以下「法」といいます。）第 2 条第 1 項のダイオキシン類をいいます。</p> <p>(2) 特定施設 法第 2 条第 2 項の特定施設をいいます。</p> <p>(3) 規制基準 法第 8 条の排出基準をいいます。</p> <p>2 特定施設に係る法第 34 条第 1 項の規定による検査において、規制基準に適合しないダイオキシン類の発生が認められる場合には、当該特定施設を設置している者に対し、「立入検査結果通知及び改善指導書」を交付し、規制基準に適合しないダイオキシン類が発生している状況について改善を求めるとともに、次に掲げる事項を求めます。</p> <p>(1) 規制基準に適合しないダイオキシン類の濃度、不適合の原因その他の事情を考慮して合理的な期限を設け、「改善計画書」の提出を求めます。「改善計画書」には、規制基準に適合しない原因、ダイオキシン類濃度を改善するための応急措置の内容及び措置完了予定日並びに規制基準不適合を改善するための恒久措置の内容及び措置完了予定日を記載するものとします。</p> <p>(2) ダイオキシン類の発生を防止するための恒久措置を実施した後は、速やかに「改善完了報告書」及びダイオキシン類の濃度の基準違反の状態が改善されたことを示す「計量証明書」を提出することを求めます。「改善完了報告書」及び計量証明書を提出する期限は、規制基準に適合しないダイオキシン類の濃度、不適合の原因その他の事情を考慮して合理的な期限を設けるものとします。</p>

	不協力の際にとられる措置	「改善計画書」又は「改善完了報告書」を提出せず、規制基準に適合しない状態が継続した場合、法第 22 条第 1 項に基づく特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはダイオキシン類の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命じる場合があります。
	責任者	環境保全課長
	設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日設定（平成 30 年 4 月 1 日最終設定）

【関係条項】

＜ダイオキシン類対策特別措置法＞

(定義)

第二条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ポリ塩化ジベンゾフラン
- 二 ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン
- 三 コプラナーポリ塩化ビフェニル

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

(排出基準)

第八条 ダイオキシン類の排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種類及び構造に応じて、環境省令で定める。

2 前項の排出基準は、排出ガスに係るもの（以下「大気排出基準」という。）にあつては第一号、排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）にあつては第二号に掲げる許容限度とする。

一 排出ガスに含まれるダイオキシン類の量（環境省令で定める方法により測定されるダイオキシン類の量を二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に環境省令で定めるところにより換算した量をいう。以下同じ。）について定める許容限度

二 排出水に含まれるダイオキシン類の量について定める許容限度

3 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的社会的条件から判断して、第一項の排出基準によっては、人の健康を保護することが十分でない認められる区域があるときは、その区域における特定施設から排出される排出ガス又はその区域に排出される排出水に含まれるダイオキシン類の量について、政令で定めるところにより、条例で、同項の排出基準に代えて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

4 前項の条例においては、併せて当該区域の範囲を明らかにしなければならない。

5 都道府県が、第三項の規定により排出基準を定める場合には、当該都道府県知事は、あらかじめ、環境大臣及び関係都道府県知事（同項の排出基準のうち、排出水に係るものを定める場合に限る。）に通知しなければならない。

(改善命令等)

第二十二條 都道府県知事は、排出者が、その設置している大気基準適用施設の排出口又は水質基準適用事業場の排水口において排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設に係る発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第二十条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない排出ガスが継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出ガスに係る総量規制基準適用事業場の設置者に対し、期限

を定めて、当該総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二条第二項の政令の改正、第八条第一項の環境省令の改正又は第十条第一項の政令の改正により新たに総量規制基準適用事業場となった工場又は事業場については、当該工場又は事業場が総量規制基準適用事業場となった日から一年間は、適用しない。

(報告及び検査)

第三十四条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

<ダイオキシン類対策特別措置法施行規則>

(排出基準)

第一条の二 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号。以下「法」という。）第八条第一項の排出基準は、大気排出基準にあつては別表第一の上欄に掲げる施設及び同表の中欄に掲げる規模ごとに同表の下欄に掲げる許容限度とし、水質排出基準にあつては別表第二の上欄に掲げる施設につき同表の下欄に掲げる許容限度とする。